

家畜保健衛生所たより

(平成21年度 第8号)

山梨県西部家畜保健衛生所

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の強化について

本病の発生を防ぐため、農家の皆様においては継続して衛生対策を実施していただいているところですが、冬を迎えるにあたり、ここでもう一度、対策内容を確認し、衛生対策の徹底をお願いします。

1. 人や車両を介したウィルスの侵入防止

農場出入口、鶏舎出入口に消毒槽を設置していますか？

鶏舎入場者は鶏舎内専用の衣服、履物等に替えていますか？

車両・器具・衣服・長靴等の消毒を徹底していますか？

2. 野鳥や野生動物の侵入防止

防鳥ネットや金網を設置し、野鳥の侵入を防止していますか？

防鳥ネット・金網で破損や間隙の補修は終わっていますか？

ネズミ等野生動物・衛生害虫の駆除を行っていますか？

鶏舎・農場周辺に石灰を散布していますか？

3. 飲用水・飼料の汚染防止

新鮮な水道水を使用していますか？

水道水以外を使用する場合、塩素剤濃度(0.1ppm)及び定期的な濃度点検を行っていますか？

飼料タンク付近はこぼれエサがないよう清潔にし、野鳥・ネズミ等からの汚染を防いでいますか？

4. 鶏の健康管理や死亡鶏の適切な処理

導入の際には、事前に導入元の衛生状況を把握していますか？

死亡鶏が急増した場合、すみやかに家保に届け出ていますか？

死亡鶏はポリ容器や厚手のビニールに入れてありますか？

5. 鶏糞の処理

鶏糞は、十分に発酵処理を行っていますか？

(やむを得ず未処理の鶏糞を農場外へ持ち出す場合は、車両の消毒・飛散防止等を徹底しましょう)

チェックはどうでしたか？対策に不十分なところがあったら、すぐに改善しておきましょう。

鶏の死亡率の増加など、異常がみられる場合はすぐに家畜保健衛生所までご連絡下さい。

家畜の病気等に関するお問い合わせは西部家畜保健衛生所まで・・・TEL:0551-22-0771 FAX:0551-22-6728

